

寒川町職員服務規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求並びに届出の様式) 第8条の2 勤務時間規則 <u>第10条の9</u> に規定する深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求並びに届出の様式は次のとおりとする。 (1)・(2) (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求並びに届出の様式) 第8条の2 勤務時間規則 <u>第10条の10</u> に規定する深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求並びに届出の様式は次のとおりとする。 (1)・(2) (略) ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この訓令は、令和2年4月1日から施行する。</u>